

意見書

この定例会では、次の意見書案を可決し、内閣総理大臣ほかに送付しました。

国民健康保険制度の早期改革を求める意見書

国民健康保険法の第1条は、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と定めている。

地方においては、人口減少、少子高齢化、企業の流出が顕在化し、また、打ち続く経済不況によって収納状況も好転せず、国保財政は危機的状況である。

国保は、人生の過程においてほとんどの国民が加入する医療保険制度である。こんにちの自治体国保の財政危機は、あすの全国民の不安に通じる。

かかる状況下、独立会計を原則とする国保会計は、財政の逼迫分を加入者への負担増に求めざるを得ない状況である。

これを解消するため国においては、国民健康保険法の趣旨に基づいて、

- 1 国保運営機関への国庫負担の割合の増加をはかること
- 2 都道府県単位での広域運営等、抜本的な制度改革の早期実現をはかること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先

内閣総理大臣 厚生労働大臣
財務大臣

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例案を可決

厳しい社会経済情勢のもと市財政の再建に向けた決意をあらわすため、議員の報酬については、平成十七年度以降、減額措置を行ってきましたが、依然として厳しい財政状況が続いていることを踏まえ、平成二十年四月一日から一年間の期限措置として、平成二十一年度に引き続き、報酬月額額の百分の十に相当する金額の減額措置を行うとするものです。

審議の結果、賛成多数で可決されました。

決議

この定例会では、次の決議案が議員により提出され、審議の結果、原案のとおり可決されました。

庭山由紀議員に対する問責決議

庭山由紀議員は、本定例会における一般質問において、桐生市議会を「八百長議会」と発言し、市当局の出席説明者に対して、「この眠気を誘うほどのばかばかしい議会で、居眠りをしないためには、前の晩何時にお休みになったのでしょうか」と、市政に関する質問とは明らかに違う質問を行うなど、議会を甚だしく冒瀆する発言をしたことは、桐生市議会の歴史のなかでも前代未聞の行為であり、議員としての品位と人格に欠けるものである。

また、庭山議員は、本年1月27日の各派代表者会議で決定された会派控室変更に伴い、控室を移動するべきところを拒否し、市庁舎内の会派控室ドアに「デタラメ議会撲滅宣言」などと殴り書きした数枚の抗議の張り紙を許可なく貼ったことは、市民により選ばれた公職の議員という立場であるにもかかわらず、法令規則を無視した信じがたい行為である。

さらに、議会及び議員を誹謗中傷する記事を自らのブログに書き、同様の内容を記載した「由紀日記ダイジェスト版」なるビラを2回にわたり市内各所に配布したことは、言論の自由を考慮したとしても、悪意にみちた表現行為であると言わざるを得ない。

これらのことは、桐生市議会の名誉を深く傷つけるものであり、これら一連の発言及び行為に対し、庭山議員は取消しや謝罪の要請に一切応じなかった。

桐生市議会は、一日も早く、庭山議員が公職者である自己の立場を認識し、市民の議会への信頼を大きく失墜させたことに対し反省することを強く求めるものである。

以上、決議する。

平成22年3月19日

桐生市議会

お知らせ

◆次回定例会の開催予定は

6月2日(水)です。

市議会だよりは、紙面の都合で発言の一部(要旨)を掲載しています。詳しくは、図書館で会議録をご覧ください。平成22年第1回定例会の会議録は、6月上旬からご覧になれます。なお、会議録は桐生市ホームページでもご覧いただけます。

再生紙を使用しています。